



発行 東京都

目次

6

条 例

○東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例……………（議会局）…

○東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…

告 示（議）

○平成三十三年東京都議会議長告示第二号（東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程）の一部改正……………

条例のあらまし

●東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第一号）

- 一 視察・研修や調査委託の概要を示す活動記録簿等の提出・公表を義務付けます。
- 二 使途基準の項目に政策推進等活動費を加え、使途範囲を拡大します。
- 三 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

●東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第二号）

- 一 平成三〇年四月一日から一年間、東京都議会議員の議員報酬の月額及び期末手

当を二〇パーセント減額します。

二 この条例は、平成三〇年四月一日から施行します。

条 例

東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第一号

東京都政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

東京都政務活動費の交付に関する条例（平成三十三年東京都条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「会計帳簿の写し」の下に「並びに議長が別に定める書類の写し」を加える。

別表調査・政策立案費の部グループ活動費の項の次に次のように加える。

政策推進等活動費	会派又は議員が政務活動のため行う政策推進に向けた活動、友好・交流活動、要請・陳情活動、住民相談又は行事への参加に要する経費
----------	---

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都政務活動費の交付に関する条例の規定は、平成三十年四月一日以後に交付の決定があつた政務活動費について適用し、同日前に交付の決定があつた政務活動費については、なお従前の例による。

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成三十年二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第二号

東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例の一部を改正する条例  
東京都議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成二十九年東京都条例第三号）の一部を次のように改正する。

「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示 (議)

●東京都議会議長告示第一号

東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成十三年東京都議会議長告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成三十年二月二十八日

東京都議会議長 尾 崎 大 介

第三条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 政策の推進、他都市等との友好・交流、要請・陳情、住民相談又は行事への参加に係る活動

第四条第一項中「写し」の下に「、第五条の二に規定する書類」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（議長が別に定める書類）

第五条の二 条例第十条第二項に規定する議長が別に定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 視察・研修の概要を記載した活動記録簿
- 二 海外視察の内容・成果等を記載した報告書
- 三 調査研究委託の概要を記載した活動記録簿
- 四 会合等への参加の概要を記載した活動記録簿
- 五 政策推進等活動費に係る活動の概要を記載した活動記録簿

第六条第二項中「前条」を「第五条」に改める。

別記第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第5条関係)

東京都議会議長 殿

年 月 日

会派名  
代表者氏名

政務活動費収支報告書  
( 年度)

記

東京都政務活動費の交付に関する条例第10条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

交付決定番号

(収入)

項目	金額
年度分政務活動費	円
収入合計	円

(支出)

分類	項目	金額
調査活動補助費	人件費	円
	事務所費	円
	事務費	円
	交通費	円
	視察・研修費	円
	調査委託費	円
	資料購入・作成費	円
	会議費	円
	グループ活動費	円
	政策推進等活動費	円
広報・広聴活動費	広報紙(誌)発行費	円
	ホームページ作成・管理費	円
	政策広報費	円
	会費	円
支出合計		円
(残額)		円

残額

(日本工業規格A列4番)

別記第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第6条関係)

東京都議会議長 殿

年 月 日

会派名  
代表者氏名

政務活動費収支状況報告書  
( 年度第 四半期)

記

東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程第6条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

(収入)

項目	金額
第四半期より繰越し	円
第四半期政務活動費	円
収入合計	円

(支出)

分類	項目	金額
調査活動補助費	人件費	円
	事務所費	円
	事務費	円
	交通費	円
	視察・研修費	円
	調査委託費	円
	資料購入・作成費	円
	会議費	円
	グループ活動費	円
	政策推進等活動費	円
広報・広聴活動費	広報紙(誌)発行費	円
	ホームページ作成・管理費	円
	政策広報費	円
	会費	円
支出合計		円
(残額)		円

第 四半期へ繰越し

(日本工業規格A列4番)

附則

- 1 この規程は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規程による改正後の東京都政務活動費の交付に関する条例施行規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付の決定があつた政務活動費について適用し、同日前に交付の決定があつた政務活動費については、なお従前の例による。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

